

支給決定・相談支援関係業務の手引き

(Version 1)

平成24年7月発行

川崎市健康福祉局障害保健福祉部

川崎市市民・こども局こども本部こども支援部

目 次

第1部 相談支援に係る法改正の概要	- 5 -
1 相談支援の充実	- 5 -
2 相談支援体系の見直し	- 5 -
3 支給決定プロセスの見直し	- 6 -
第2部 計画相談支援及び障害児相談支援	- 8 -
I 計画相談支援及び障害児相談支援の内容	- 8 -
1 サービス利用支援及び障害児支援利用援助	- 8 -
2 継続サービス利用支援及び継続障害児支援利用援助	- 11 -
3 相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合のモニタリング等の取扱い	- 13 -
II サービスの具体的取扱方針	- 14 -
1 サービス利用支援等	- 14 -
2 継続サービス利用支援等	- 15 -
III 計画相談支援給付費等の支給期間とモニタリング期間の取扱い	- 16 -
1 計画相談支援給付費等の支給期間	- 16 -
2 モニタリング期間に係る開始月と終期月	- 16 -
IV 報酬	- 18 -
V 介護給付費等の支給決定事務の概要	- 20 -
1 支給決定の流れ	- 20 -
2 暫定支給決定時における関係機関の対応	- 24 -
3 指定特定相談支援事業者等を変更する場合の手続き	- 25 -
第3部 地域相談支援	- 28 -
I 地域相談支援の内容	- 28 -
1 地域移行支援	- 28 -
2 地域定着支援	- 28 -
II サービスの具体的取扱方針	- 30 -
1 地域移行支援	- 30 -
2 地域定着支援	- 31 -
III 報酬	- 33 -
1 地域移行支援	- 33 -
2 地域定着支援	- 35 -
IV 地域相談支援給付決定	- 36 -
1 障害程度区分認定調査	- 36 -
2 地域相談支援給付決定の際の勘案事項	- 36 -
3 当該事項を勘案すべき事項として定める趣旨	- 36 -
4 地域相談支援給付決定の有効期間	- 37 -

第4部 請求事務	- 38 -
1 請求者	- 38 -
2 請求方法	- 38 -
3 請求に必要な書類	- 38 -
4 地域移行支援提供実績記録票及び地域定着支援提供実績記録票の記載方法	- 38 -
5 請求に必要な書類の提出先	- 39 -
6 請求にあたっての留意点	- 39 -
関係帳票類様式	- 41 -
関係帳票類様式（記入例）	- 55 -

第1部 相談支援に係る法改正の概要

1 相談支援の充実

障害児・者が地域で安心して自立した生活を送っていくためには、障害児・者が日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題にきめ細かく対応し、必要に応じて適切な障害福祉サービス等に結びつけていくための相談支援が重要であるが、市町村ごとにその取組状況に格差があるとの指摘があった。

また、サービス利用計画の作成については、重度障害者等の地域生活を支援する上で重要であるが、利用が低調となっていた。さらに、自立支援協議会については、地域の関係者が集まり、個別の相談支援を通じて明らかになった地域の課題を共有し、計画的にサービス基盤の整備を進めていく役割を担っているが、単なる意見交換の場となったり、会議がほとんど開催されていない等、形骸化している事例が見受けられた。

このため、平成22年12月に可決・成立した「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」により、障害者自立支援法及び児童福祉法等が改正され、以下のとおり相談支援の充実等を図ることとされた。

- ・市町村に基幹相談支援センターを設置（任意）
※川崎市では平成25年度に各区1か所ずつ設置予定
- ・「自立支援協議会」を法律上位置付け
※川崎市では平成18年度に市及び各区に設置
- ・地域移行支援・地域定着支援の個別給付化
- ・支給決定のプロセスの見直し（サービス等利用計画案の勘案）、サービス等利用計画作成の対象者を大幅に拡大
- ・成年後見制度利用支援事業の必須事業への格上げ
※川崎市ではすでに実施

2 相談支援体系の見直し

従来の障害者自立支援法においては、2種類の相談支援が規定されていた。一つは市町村が地域生活支援事業として実施すべき相談支援（川崎市においては障害者生活支援センターに委託して実施）、もう一つは個別給付事業として指定相談支援事業者がサービス利用計画を作成する相談支援（サービス利用計画作成費）であった。

平成22年12月の障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により、相談支援体系が見直され、相談支援は4種類に分かれることとなった。

●平成24年4月からの相談支援体系

	市町村による 相談支援	計画相談支援	障害児相談支援	地域相談支援
実施主体	市町村	指定特定 相談支援事業者	指定障害児 相談支援事業者	指定一般 相談支援事業者
事業者 指 定	—	市町村	市町村	都道府県・指定都市・ 中核市
対象者	全ての障害児・者及 びその家族等	・障害福祉サービスを申 請した障害児・者 ・地域相談支援を申請し た障害者	障害児通所支援を申請し た障害児	【地域移行支援】 入所・入院している障 害者等 【地域定着支援】 緊急時等の支援体制が 必要な障害者
サービス 内 容	日常生活等に関する 相談、情報提供等	・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援	・障害児支援利用援助 ・継続障害児支援利用援助	・地域移行支援 ・地域定着支援
根拠法	障害者自立支援法	障害者自立支援法	児童福祉法	障害者自立支援法

一つ目の市町村による相談支援は、法改正前と変更はなく、引き続き市町村の責任において実施すべき事業である。川崎市では障害者生活支援センターに委託して実施しているが、平成25年度からは「障害者相談支援センター」に再編する予定である。

二つ目の計画相談支援は、法改正前の指定相談支援（サービス利用計画作成費）にあたるサービスである。従来は対象者が非常に限定されていたが、今般の法改正により障害福祉サービスを申請した全ての障害児・者が対象となる。ただし、相談支援の提供体制の整備を考慮し、対象者については平成24年度から段階的に拡大し、平成26年度までに原則として全ての者を対象とすることとされている。

三つ目の障害児相談支援は、児童福祉法の改正により新たに創設されたサービスである。障害児通所支援を利用する際の計画を作成するサービスであり、障害児通所支援を申請した全ての障害児が対象となる。ただし、計画相談支援と同様に、対象者については平成24年度から段階的に拡大し、平成26年度までに原則として全ての者を対象とすることとされている。

四つ目の地域相談支援は、障害者自立支援法の改正により新たに創設されたサービスである。障害者支援施設や精神科病院等からの地域移行に係る支援（地域移行支援）と、居宅において単身で生活する障害者等について常時の連絡体制の確保及び緊急時の相談等を行う支援（地域定着支援）に分けられる。

3 支給決定プロセスの見直し

従来の支給決定プロセスでは、支給決定後、入所施設・精神科病院から地域移行するために集中的な支援を必要とする者等についてはサービス利用計画を作成することができる、というものであった。このため、サービス利用計画作成費の支給決定者は非常に少なく、川崎市では年間数人という状況で

あった。

しかし、今般の法改正により支給決定プロセスが見直され、ケアマネジメントが支給決定プロセスに組み込まれた。具体的には、市町村は、障害児・者が障害福祉サービス又は地域相談支援を申請する場合には、指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求める。また、障害児が障害児通所支援を申請する場合には、指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画案の提出を求める。市町村は、サービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案を勘案して支給決定を行うこととなる。

なお、地域生活支援事業（移動支援やあんしんサポート等）のみを申請する者は計画相談支援の対象にならない（サービス等利用計画を作成しても計画相談支援給付費を請求できない）ため、当面は従来どおり保健福祉センター又は健康福祉ステーション（以下「保健福祉センター等」という。）若しくは障害者生活支援センターがサービス等利用計画を作成することとする。

第2部 計画相談支援及び障害児相談支援

I 計画相談支援及び障害児相談支援の内容

1 サービス利用支援及び障害児支援利用援助

(1) サービスの内容

サービス利用支援及び障害児支援利用援助（以下「サービス利用支援等」という。）とは、以下の支援のいずれも行うものをいう。

ア 障害福祉サービス等の申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス等の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載したサービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案（以下「サービス等利用計画案等」という。）を作成する。

【サービス等利用計画案等の記載事項】

- ① 利用者及びその家族の生活に対する意向
- ② 総合的な援助の方針
- ③ 生活全般の解決すべき課題
- ④ 提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期
- ⑤ 福祉サービス等の種類、内容、量
- ⑥ 福祉サービス等を提供する上での留意事項
- ⑦ モニタリング期間

※ 指定特定相談支援事業者又は指定障害児相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）以外の者が作成する場合（セルフプラン等）のサービス等利用計画案等の記載事項についても、上記に準じることとする（⑦を除く。）。

イ 支給決定若しくは支給決定の変更の決定後に、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者等との連絡調整等の便宜を供与するとともに、支給決定又は地域相談支援給付決定に係るサービスの種類及び内容、担当者その他厚生労働省令で定める事項を記載したサービス等利用計画等を作成する。

【サービス等利用計画等の記載事項】

サービス等利用計画案の内容に加え、以下の事項を追加。

- ① 福祉サービス等の利用料
- ② 福祉サービス等の担当者

(2) 対象者

ア 計画相談支援

障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者。

ただし、当該申請者が、介護保険制度のサービスを利用する場合については、居宅サービス計

画又は介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成対象者となるため、障害福祉サービス固有のものと認められる行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等の利用を希望する場合にサービス等利用計画案の提出を求めるものとする（介護保険サービスへの居宅介護等の上乗せのみの場合は、サービス等利用計画案の提出は求めない）。

また、障害児が児童福祉法に基づく障害児通所支援と障害福祉サービスの両方を利用する場合には、計画相談支援及び児童福祉法に基づく障害児相談支援の対象となるが、報酬については障害児相談支援給付費のみ支給することとなるため、運用上、計画相談支援の支給決定はしないこととする。

イ 障害児相談支援

障害児通所支援の申請若しくは変更の申請に係る障害児の保護者。

※ 障害児入所支援については、児童相談所が専門的な判断を行うため、障害児相談支援の対象外。

●利用するサービスと対象となる相談支援の種類（例）

	利用するサービス	計画相談支援	障害児相談支援
障 害 者	障害福祉サービスのみ	○	×
	地域相談支援のみ	○	×
	地域生活支援事業のみ	×	×
	障害福祉サービス及び地域生活支援事業	○	×
	地域相談支援及び地域生活支援事業	○	×
	障害福祉サービス（行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）及び介護保険制度のサービス	○	×
	障害福祉サービス（居宅介護等の上乗せのみ）及び介護保険制度のサービス	×	×
障 害 児	障害福祉サービスのみ	○	×
	障害児通所支援のみ	×	○
	障害児入所支援のみ	×	×
	地域生活支援事業のみ	×	×
	障害福祉サービス及び障害児通所支援	×	○
	障害福祉サービス及び地域生活支援事業	○	×
	障害児通所支援及び地域生活支援事業	×	○

【例】4月1日から居宅介護を利用している障害児が、9月1日から障害児通所支援も利用することになった場合

⇒4月1日から8月31日までは計画相談支援、9月1日からは障害児相談支援の対象となる（8月31日付けで計画相談支援の支給を終了する。）。

(3) 計画相談支援及び障害児相談支援の対象者に係る経過措置

サービス等利用計画等については、相談支援の提供体制を考慮し、平成24年度から段階的に対象を拡大し、平成27年3月末までに原則としてすべての障害福祉サービス、地域相談支援又は障害児通所支援を利用する障害者等を対象とすることとされている。川崎市では、次頁の表のとおり対象者を段階的に拡大していく予定である。

保健福祉センター等は、経過措置により対象となっていない者に対しては、障害福祉サービス等の申請時にサービス等利用計画案等の提出を依頼する必要はない。ただし、次のいずれかの場合には、計画相談支援又は障害児相談支援（以下「計画相談支援等」という。）の支給決定を行って差し支えない。

- ア 申請者が、指定特定相談支援事業者等によるサービス等利用計画案等の作成を希望する場合
- イ 現に指定特定相談支援事業者等が関わっており、サービス等利用計画案等を提出できる場合

【例】平成25年8月に障害者支援施設に入所する者が、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成を希望する場合

⇒経過措置によりサービス等利用計画案を提出する必要はないが、本人が希望しているのであれば計画相談支援の支給決定を行うことができる。

なお、訪問系サービス利用者については、支給量を確定するためにサービス等利用計画案の作成が必要であるため、計画相談支援の対象ではない平成25年3月までの間であって、指定計画相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成を希望しない場合には、保健福祉センター等がサービス等利用計画案を作成する。この場合、平成25年4月以降の更新申請又は変更申請の際には、指定計画相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求めるものとする。

また、平成25年4月以降であっても、サービス等利用計画案を作成できる指定特定相談支援事業所等が見つからないなどやむを得ない場合には、保健福祉センター等がサービス等利用計画案を作成する。ただし、次回以降の更新申請等の際には指定特定相談支援事業者によるサービス利用支援を受けられるよう、事業者の調整など必要な支援を実施する。

●計画相談支援等の対象者拡大スケジュール（予定）

拡大時期	対象者
平成24年4月	①平成24年3月時点において、サービス利用計画作成費の支給決定を受けている者 ②平成24年3月以前のサービス利用計画作成費の対象要件に該当する者 ③全ての地域相談支援利用者（ただし、平成24年3月時点において精神障害者地域移行・地域定着支援事業、住居入居等支援事業又は川崎市地域移行支援事業を利用していた者を除く） ④地域療育センターとその他の障害福祉サービスを組み合わせて利用する者
平成24年7月	①全てのサービス利用者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成を希望する者 ②現に指定特定相談支援事業者がサービス等利用計画（従前の「サービス利用計画書Ⅰ・Ⅱ」を含む）を作成している者 ③地域療育センター以外の障害児通所支援を利用する者 ④地域療育センターを新たに利用する者
平成25年4月	①全ての訪問系サービス利用者 ②全ての通所系サービス利用者 ③全ての共同生活援助・共同生活介護利用者 ④平成25年3月まで地域療育センターを利用しておらず、同年4月以降も引き続き利用する者
平成26年4月	①全ての施設入所支援・療養介護利用者 ②全ての短期入所利用者

2 継続サービス利用支援及び継続障害児支援利用援助

（1）サービスの内容

継続サービス利用支援及び継続障害児支援利用援助（以下「継続サービス利用支援等」という。）とは、支給決定障害者等が、支給決定の有効期間内において、当該者に係るサービス等利用計画又は障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画等」という。）が適切であるかどうかにつき、厚生労働省令で定める期間（モニタリング期間）ごとに、障害福祉サービス等の利用状況を検証し、その結果及び心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、サービス等利用計画等の見直しを行い、その結果に基づき、次のいずれかの便宜の供与を行うことをいう。

ア サービス等利用計画等を変更するとともに、関係者との連絡調整等の便宜を供与。

イ 新たな支給決定若しくは支給決定の変更の決定が必要と認められる場合において、当該支給決定障害者等に対し、当該申請の勧奨を行う。

(2) 対象者

指定特定相談支援事業者等が提供したサービス利用支援等によりサービス等利用計画等が作成された支給決定障害者等。

(指定特定相談支援事業者等以外の者がサービス等利用計画案等を作成した場合については継続サービス利用支援等の対象外となる。)

(3) モニタリング期間の設定

モニタリング期間については、保健福祉センター等が、指定特定相談支援事業者等の提案を踏まえて以下の勘案事項及び期間を勘案して、個別の対象者ごとに定める。

ア 勘案事項

- a 障害者等の心身の状況
- b 障害者等の置かれている環境
 - ・ 地域移行等による住環境や生活環境の変化、家族の入院、死亡又は出生等による家庭環境の変化、ライフステージ（乳幼児期から学齢期への移行、学齢期から就労への移行等）の変化の有無 等
- c 総合的な援助の方針（援助の全体目標）
- d 生活全般の解決すべき課題
- e 提供されるサービスの目標及び達成時期
- f 提供されるサービスの種類、内容及び量
- g サービスを提供する上での留意事項

イ 期間

- a 新規で居宅介護、重度訪問介護、同行援護若しくは行動援護の支給決定を受けた者又は支給決定の変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった者

→ 1か月（毎月）ごと

（ただし、当該支給決定又は支給決定の変更に係る障害福祉サービスの利用開始日から起算して3か月間に限る。）

- b 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者又は地域定着支援を利用する者（いずれもaに掲げる者を除く。）のうち次に掲げるもの

→ 1か月（毎月）ごと

(a) 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者

(b) 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定障

害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うことが困難である者

(c) 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者

- c 療養介護、重度障害者等包括支援及び施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者、地域定着支援を利用する者（いずれもa及びbに掲げる者を除く。）、地域移行支援を利用する者（aに掲げる者を除く。）若しくは障害児通所支援を利用する障害児

→ 6か月ごと

- d 療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援を利用する者（aに掲げる者及び地域移行支援を利用する者を除く。）

→ 1年ごと

※ 重度障害者等包括支援については、当該サービスの指定基準において相談支援専門員であるサービス提供責任者が当該サービスの実施状況の把握等を行うこととされているため、原則として、支給決定の有効期間の終期のみ継続サービス利用支援を実施。

【例】3月1日から新規で居宅介護を利用する場合

⇒モニタリング期間は、3月から5月までの3か月間は1か月（毎月）ごと、その後は6か月ごととなる。

3 相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合のモニタリング等の取扱い

相談支援専門員が担当する障害者が利用するサービス提供事業所の職員と兼務する場合（地域相談支援に係る指定一般相談支援事業所と兼務する場合は除く。）については、サービス提供事業所との中立性の確保や、サービス提供事業所と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、以下のやむを得ない場合を除き、当該者が利用するサービス提供事業所と兼務しない相談支援専門員が継続サービス利用支援を実施することを基本とする。

また、支給決定の更新又は支給決定の変更に係るサービス利用支援等についても、当該者が利用するサービス提供事業所と兼務しない相談支援専門員が実施することを基本とする。

- ・ 支給決定又は支給決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、当該支給決定等から概ね3ヶ月以内の場合（サービス利用支援等とその直後の継続サービス利用支援等は一体的な業務であること、また、指定特定相談支援事業者等の変更に当たっては利用者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予。）
- ・ その他市がやむを得ないと認める場合（本府協議により判断。）

【例】A 特定相談支援事業所と B 生活介護事業所を兼務する C 相談支援専門員が、9月1日から B 生活介護事業所を利用する D さんのサービス等利用計画案を作成した場合

⇒原則として11月末までは C 相談支援専門員がモニタリングを実施しても構わないが、12月以降のモニタリングは B 生活介護事業所と兼務しない相談支援専門員が実施しなければならない。

【例】A 特定相談支援事業所と B 生活介護事業所を兼務する C 相談支援専門員が、同じ法人内の D 就労移行支援事業所を9月1日から利用する E さんのサービス等利用計画案を作成した場合

⇒モニタリング実施に関して制限はない（4か月目以降もモニタリングを実施できる。）。

II サービスの具体的取扱方針

1 サービス利用支援等

(1) 計画作成にあたっての留意点

※以下、『サービス等利用計画作成サポートブック』（日本相談支援専門員協会）を元に作成

ア エンパワメントの視点が入っているか

サービス等利用計画等は、従来の医療モデルではなく、利用者の意思決定を尊重した社会・生活モデルに基づき、利用者の思いや希望をもとに、意思を尊重したライフスタイルを支援する計画となるべきである。

利用者自身が本来持っている力（ストレンジス）を引き出すことにより、自分の生活を自分で作っていく姿勢が反映されるサービス等利用計画等が求められる。サービス等利用計画等の作成にあたっては、常にその計画にエンパワメントの観点が入っているか確認することが必要である。

イ アドボカシーの視点が入っているか

相談支援は、単にサービスを調整するだけでなく、自らの意思を表出していくことに困難を抱える利用者の意思や置かれている立場を代弁するという権利擁護（アドボカシー）の観点に立って、利用者の自己決定・自己選択を支援していくことが重要である。このような本人の権利を擁護する立場に立って、代弁機能や代理機能を果たしつつサービス等利用計画等を作成するとともに、作成したサービス等利用計画等の中にそのような権利擁護の視点が入っているかを確認する必要がある。

ウ トータルな生活を支援する計画となっているか

サービス等利用計画等の作成にあたっては、公的なサービスが記入されているだけでは不十分である。生活に困難を抱えサービスを利用して生活する状況にある利用者の生活全体が考慮されて、望む生活を可能とする支援が網羅され、関わる人たちがそれぞれ役割を果たせるような、利用者の生活をトータル（総合的）に支援する計画となっているかを確認する必要がある。

エ ニーズに基づいた計画となっているか

インテークで把握した当事者からの情報に加え、個人情報保護に配慮しながら利用者をよく知るサービス提供事業者や関係機関等からの情報をを集め、相談支援専門員としてニーズ評価（アセスメント）を行う。このようなニーズに基づいたサービス等利用計画等になっているかを常に検証することが大切である。また、利用者自身が気付いていないニーズを発見して、計画に繋げることも大切である。さらに、地域に埋もれているニーズへのアプローチを意識させるサービス等利用計画等になっているかも確認する必要がある。

オ 中立・公平な計画になっているか

サービス等利用計画等は、地域でサービスを必要とする障害者等にサービスが公平にいきわたる観点から作成される必要がある。また、サービス等利用計画等を作成した相談支援専門員が所属する法人・事業所が提供するサービスだけが盛り込まれた計画になっていないか等、中立・公平な観点から作成されているかをチェックする必要がある。

カ 生活の質を向上させる計画となっているか

サービス等利用計画等作成の目的は、利用者のニーズに基づいて適切なサービスを提供して、望む生活を実現するとともに、質の高いサービスを提供して障害者の生活の質（クオリティ・オブ・ライフ）の向上を図ることである。そのためには、サービス等利用計画等に基づくサービス

提供のプロセスや結果、さらには効果の評価を通して、利用者の生活の質の向上の観点からサービス等利用計画等を確認する必要がある。

(2) アセスメント及び計画案の作成

利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接によるアセスメントを行い、サービス等利用計画案等（モニタリング期間の提案を含む）を作成する。

アセスメントとは、利用者が既に提供を受けている福祉サービス等や障害者の状況等の利用者を取り巻く環境等の評価を通じて利用者が生活の質を維持・向上させていく上で生じている問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握することであり、利用者の生活全般についてその状態を十分把握することが重要である。

なお、当該アセスメントは、相談支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、その者の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用いなければならないものである。

(3) 計画案の交付

サービス等利用計画案等の内容について、文書により利用者等の同意を得た上で、当該サービス等利用計画案等を利用者等に交付する。

(4) サービス担当者会議

支給決定後、指定障害者福祉サービス事業者等と連絡調整を行うとともに、サービス担当者会議（当該利用者が利用する福祉サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催等により、サービス等利用計画案等の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。

なお、指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者及び指定障害児通所支援事業者は、指定特定相談支援事業者等が行う連絡調整に協力しなければならない旨が省令において規定されている。

(5) 計画の作成及び交付

（4）により求めた意見等を踏まえてサービス等利用計画等を作成し、文書により利用者等の同意を得た上で、利用者等及び当該利用者が利用する障害福祉サービス事業所等に交付するとともに、保健福祉センター等にも提出する（併せて、計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費（以下「計画相談支援給付費等」という。）を請求する際には市本庁にも提出する。）。

2 繼続サービス利用支援等

相談支援専門員は、サービス等利用計画等の作成後においても、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡を継続的に行い、保健福祉センター等が支給決定の際に利用者に対して通知するモニタリング期間ごとに、利用者の居宅、精神科病院又は障害者支援施設等で面接を行い、その結果を記録することが必要である。

III 計画相談支援給付費等の支給期間とモニタリング期間の取扱い

1 計画相談支援給付費等の支給期間

計画相談支援給付費等の支給期間（月単位）については、運用上以下の取扱いとする。

(1) 支給期間の開始日

- ① 新規に計画相談支援給付費等の対象となる者

計画相談支援対象者等が利用する障害福祉サービス等の支給決定の有効期間の開始日と同日とする。

【例】障害福祉サービスの適用年月日が5月1日の場合

⇒計画相談支援給付費の支給期間の開始日は5月1日とする。

- ② 既に計画相談支援給付費等の対象となっている者

更新前の支給期間の翌月1日

【例】更新前の支給期間が6月30日までの場合

⇒更新後の計画相談支援給付費の支給期間の開始月は7月1日となる。

(2) 支給期間の終期日

計画相談支援給付費等の支給期間の終期日は、計画相談支援対象者又は障害児相談支援対象者（以下「計画相談支援対象者等」という。）が利用する障害福祉サービス等の支給決定の有効期間のうち最長の有効期間の終期日を基本とする。

【例】生活介護（有効期間：平成27年7月31日まで）と行動援護（有効期間：平成25

年7月31日まで）を利用している場合

⇒計画相談支援の支給期間の終期日は平成27年7月31日とする。

2 モニタリング期間に係る開始月と終期月

モニタリング期間の設定に当たっては、継続サービス利用支援等の実施月を特定するため、併せて、当該モニタリング期間に係る継続サービス利用支援等の開始月と終期月を設定することとする。

具体的には、以下の取扱いとする。

(1) 当該モニタリング期間に係る継続サービス利用支援等の開始月

継続サービス利用支援等の開始月については、支給決定の有効期間の終期月において継続サービス利用支援等を実施することを前提に、当該者に係るモニタリング期間を勘案して設定することとする。

（支給決定の有効期間の終期月においては、対象者の状況に応じて、継続サービス利用支援等と併

せて支給決定の更新等のためのサービス利用支援等を実施（報酬はサービス利用支援等の報酬のみ算定）。）

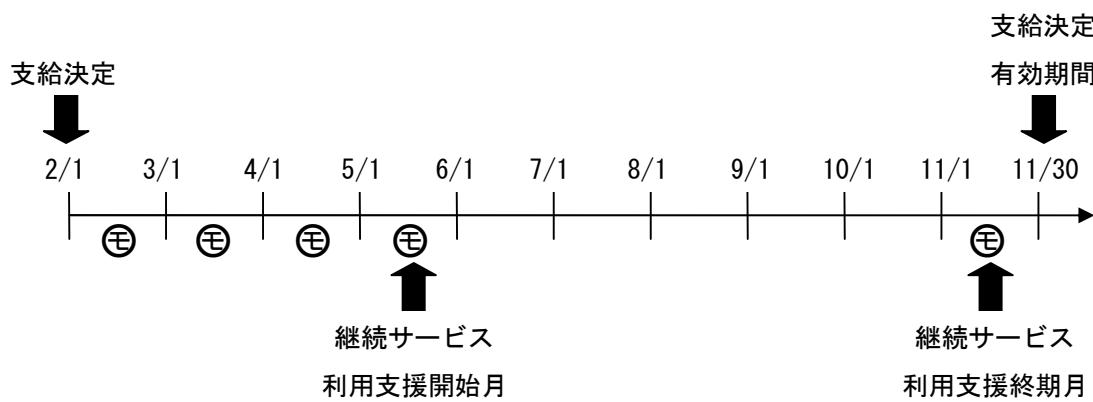
なお、1人の者に対して複数の支給決定の有効期間の終期が設定される場合には、複数の支給決定の有効期間のうち最長の有効期間の終期月に継続サービス利用支援等を実施することを前提に、当該者に係るモニタリング期間を勘案して、継続サービス利用支援等の開始月を設定する。

（2）当該モニタリング期間に係る継続サービス利用支援等の終期月

原則として、計画相談支援給付費等の支給期間の終期月（障害福祉サービス等の支給決定の有効期間の終期月）と同じとする。

ただし、モニタリング期間が1月（毎月）ごとの者については、継続サービス利用支援等の開始月を含め最長1年以内で終期月を設定する。

【例】新規でサービスを利用する場合で、支給決定が2月1日、最長の支給決定有効期間が同じ年の11月30日まで、モニタリング期間6月ごとの場合
⇒継続サービス利用支援の開始月は5月、終期月は11月となる。なお、このケースは新規なので、最初の3月間（2月～4月）は1月（毎月）ごとにモニタリングを実施する。



IV 報酬

	サービス内容	単位	算定要件
1	サービス利用支援費・障害児支援利用援助費	1,600 単位／月	サービス利用支援・障害児支援利用援助を行った場合に算定（※1・2）
2	継続サービス利用支援費・継続障害児支援利用援助費	1,300 単位／月	継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助を行った場合に算定（※1～3）
3	居宅介護支援費重複減算（I）	▲700 単位／月	介護保険制度のケアプランが作成されている利用者のうち、要介護1・2の者に対して、居宅介護支援と一体的にサービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った場合に、1及び2の所定単位数から減算（※4）
4	居宅介護支援費重複減算（II）	▲1,000 単位／月	介護保険制度のケアプランが作成されている利用者のうち、要介護3～5の者に対して、居宅介護支援と一体的にサービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った場合に、1及び2の所定単位数から減算（※4）
5	介護予防支援費重複減算	▲112 単位／月	介護保険制度のケアプランが作成されている利用者のうち、要支援1・2の者に対して、介護予防支援と一体的にサービス利用支援又は継続サービス利用支援を行った場合に、1及び2の所定単位数から減算（※4）
6	特別地域加算	+15／100	利用者が、厚生労働大臣が定める地域（離島や豪雪地帯等。川崎市は対象外。）に居住している場合に、1及び2の所定単位数に加算
7	利用者負担上限管理加算	150 単位／月	指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者が、利用者負担合計額の管理を行った場合に加算

※1 障害児相談支援対象者に対してサービス利用支援を行った場合は、サービス利用支援費を算定しない（障害児支援利用援助費のみ算定する。）。

※2 障害福祉サービス等の支給決定等の有効期間の終期月等において、継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助を行った結果、支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係るサービス利用支援・障害児支援利用援助を行った場合には、サービス等利用計画・障害児支援利用計画作成の一連の支援であることから、継続サービス利用支援費・継続障害児支援利用援助費は算定せず、サービス利用支援費・障害児支援利用援助費のみ算定する。

なお、障害福祉サービス等の支給決定等に当たってサービス利用支援・障害児支援利用援助を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するための継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助を行った場合には、サービス利用支援費・障害児支援利用援

助費及び継続サービス利用支援費・継続障害児支援利用援助費の両方を算定できる。

- ※3 継続サービス利用支援費・継続障害児支援利用援助費については、受給者証に記載されたモニタリング期間ごとに継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助を実施する場合に算定するが、対象者が不在である等やむをえない事情により当該期間ごとに設定された継続サービス利用支援・障害児支援利用援助の実施予定月の翌月となった場合は、当該翌月においても継続サービス利用支援費・継続障害児支援利用援助費を算定できる。
- ※4 同一の事業所であっても、ケアプランとサービス等利用計画の作成者が異なる職員であれば、減算はしない。

【例】3月に継続サービス利用支援（モニタリング）を行った結果、サービスを追加することになり、3月中に新たなサービス等利用計画を作成した場合
⇒3月はサービス利用支援費（1,600単位）のみ算定する。

【例】8月5日にサービス利用支援（計画作成）を行い、8月10日から居宅介護の利用を開始し、8月30日に1回目の継続サービス利用支援（モニタリング）を行った場合
⇒8月はサービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定できる。
(1,600単位+1,300単位=2,900単位)

【例】A事業所のB相談員が、要介護1の利用者のケアプランとサービス等利用計画を一体的に作成した場合
⇒居宅介護支援費重複減算（I）が適用される
(1,600単位-700単位=900単位)

V 介護給付費等の支給決定事務の概要

1 支給決定の流れ

※ 以下、計画相談支援の支給決定の流れについて説明するが、障害児相談支援についても基本的に計画相談支援に準ずる。

(1) 申請

介護給付費、訓練等給付費若しくは地域生活支援事業の移動支援事業、生活サポート事業若しくは日中一時支援事業（以下「介護給付費等」という。）の支給を受けようとする障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援給付費等の支給を受けようとする障害者は、援護の実施主体となる保健福祉センター等に対し、「介護給付費等支給決定等申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」（第1号様式）を提出する。

(2) サービス等利用計画案の提出依頼

保健福祉センター等は、障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者に対して、サービス等利用計画案の提出を依頼する（「サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書」及び「計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書」を利用者に渡す。）。

ただし、当該申請者が、介護保険制度のサービスを利用する場合については、居宅サービス計画若しくは介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成対象者となるため、障害福祉サービス固有のものと認められる行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等の利用を希望する場合にサービス等利用計画案の提出を求めるものとする（介護保険サービスへの居宅介護等の上乗せのみの場合は、サービス等利用計画案の提出は求めない。）。

(3) 指定特定相談支援事業者との利用契約

申請者が指定特定相談支援事業者（障害児の場合は、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受けたものに限る。以下同じ。）と計画相談支援の提供について利用契約を結ぶ。

(4) サービス等利用計画案の作成及び交付

指定特定相談支援事業者が、サービス等利用計画案（厚生労働省令で定める期間（モニタリング期間）に係る提案も記載。）を作成し、申請者に交付。

(5) 障害程度区分認定調査

障害程度区分の判定等のため、保健福祉センター等又は障害者生活支援センターの認定調査員が、申請のあった本人等と面接をし、106項目の障害程度区分認定調査を行う。同行援護の利用を希望する場合は、同行援護アセスメント調査票による調査も併せて行う。

なお、障害児については、障害程度区分認定調査の代わりに5領域10項目の調査を行う。また、行動援護の申請があった場合は、障害程度区分認定調査項目のうち行動関連項目（12項目）の調

査を行い、障害者の場合と同様、8点以上が対象となる。（てんかん発作について医師意見書は不^用）

（6）概況調査及びサービス利用意向の聴取

認定調査に併せて、本人及び家族等の状況や、現在のサービス内容や家族からの介護状況等を調査する。また、申請者から介護給付等又は地域相談支援給付の申請に係るサービスの利用意向を聴取する。

（7）医師意見書の聴取

保健福祉センター等は、区審査会に障害程度区分に関する審査及び判定を依頼するに際し、申請に係る障害者の主治医等に対し、当該障害者の疾病、身体の障害内容、精神の状況、介護に関する所見など、医学的知見から意見（医師意見書）を求める（二次判定において、一次判定を補足する資料として使用する。）。

（8）一次判定（コンピュータ判定）

- ア 保健福祉センター等は認定調査の結果を国が作成配布した一次判定用ソフトウェアを導入したコンピュータに入力し、一次判定処理を行う（調査内容に不整合がある（警告コードが発生した）場合は、認定調査員に確認し、調査項目の整理を行う。）。
- イ 医師意見書が届いたときは、認定調査票と医師意見書の共通項目の不合を行い、矛盾点は両者から聞き取り、整理を行う。

（9）区審査会での審査判定（二次判定）

- ア 保健福祉センター等は、一次判定結果、概況調査、特記事項及び医師意見書を揃え、区審査会に審査判定を依頼する。
- イ 区審査会は、一次判定結果、医師意見書及び特記事項の内容を踏まえ審査判定を行う。
- ウ 審査判定に際し、区審査会が特に必要と認めた場合は、本人、その家族、医師、その他関係者に意見を求めることができる。
- エ 区審査会は、審査判定結果を保健福祉センター等へ通知する。

（10）障害程度区分の認定

保健福祉センター等は、区審査会の審査判定結果に基づき、障害程度区分の認定を行う。

（11）サービス等利用計画案等必要書類の提出

申請者が保健福祉センター等に対し、以下の書類を提出。

- ・指定特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案

※川崎市内の指定特定相談支援事業者は、川崎市が定める様式を使用する。川崎市外の指定特定相談支援事業者は、厚生労働省令で定める記載すべき事項が盛り込んであるれば、川崎市が定める様式以外のものを使用しても差し支えない。

- ・計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書（契約した指定特定相談支援事業者に係

る届出)

- ・その他、利用者負担額認定に必要な書類等

なお、市町村からサービス等利用計画案の提出を求められた障害者等は、指定特定相談支援事業者以外のサービス等利用計画案の提出を希望する場合には、指定特定相談支援事業者が作成する計画案に代えて当該事業者以外の者（障害者本人や家族等）が作成するサービス等利用計画案を提出できる。

また、計画相談支援を提供できる指定特定相談支援事業者が見つからない場合等は、保健福祉センター等がセルフプラン作成の支援を行う。

(12) 障害福祉サービス等支給決定案の作成

保健福祉センター等は、介護給付費等のうち訪問系サービスに係る支給決定を行おうとする場合には、障害程度区分やサービス等利用計画案等を踏まえ、支給決定基準等に基づき、障害福祉サービス等支給決定案（従来川崎市で使用してきた「サービス利用計画書Ⅰ」と同じ様式のもの。）を作成する。

(13) サービス調整会議及び市審査会の意見聴取

保健福祉センター等は、作成した障害福祉サービス等支給決定案が支給決定基準等と乖離するときは、いわゆる「非定型の支給決定」等としてサービス調整会議及び市審査会において必要量等を検証の上、必要と認められる範囲内で支給決定を行う。

障害福祉サービスの非定型の支給決定プロセスについては、従来どおり支給決定基準の概ね2倍以内はサービス調整会議、支給決定基準の概ね2倍を超える場合はサービス調整会議の承認を経た上で市審査会に諮るものとする。

なお、サービス調整会議においては、原則としてサービス等利用計画案を作成した指定特定相談支援事業者又は保健福祉センター等が説明を行う。ただし、セルフプランなど、指定特定相談支援事業者又は保健福祉センター等以外の者がサービス等利用計画案を作成した場合には、保健福祉センター等が説明を行う。

(14) 支給決定又は地域相談支援給付決定

保健福祉センター等は、支給決定又は地域相談支援給付決定の勘案事項、サービス調整会議及び市審査会の意見、サービス等利用計画案等の内容を踏まえ、支給決定又は地域相談支援給付決定を行う。

(15) 受給者証等の交付

保健福祉センター等は、障害福祉サービス受給者証・地域相談支授受給者証及び決定通知を申請者に交付する。なお、指定特定相談支援事業者以外の者がサービス等利用計画案を作成した場合には、支給決定又は地域相談支援給付決定の後に保健福祉センター等がサービス等利用計画を作成し、支給決定通知及び受給者証と併せて申請者に対して送付する。

(16) サービス担当者会議

指定特定相談支援事業者は、支給決定又は地域相談支援給付決定を踏まえてサービス等利用計画案の変更を行い、サービス担当者会議（サービス等利用計画に位置付けた福祉サービス等の担当者（以下「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催等により、当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求める（省令に基づき、会議等の記録は5年間保存しなければならないことに留意。）。

また、指定特定相談支援事業者は、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画案の内容について、申請者又はその家族に対して説明し、文書により申請者等の同意を得る。

(17) サービス等利用計画の作成

指定特定相談支援事業者は、支給決定に係る障害福祉サービス又は地域相談支援給付決定に係る地域相談支援の種類及び内容等を記載したサービス等利用計画を作成し、申請者等及び担当者に交付するとともに、支給決定又は地域相談支援給付決定を行った保健福祉センター又は健康福祉ステーションに提出する。

(18) 障害児について

障害児については、（5）及び（7）から（10）までについては行わず、代わりに5領域10項目の調査を行う。

また、行動援護の申請があった場合は行動関連項目（12項目）の調査を、同行援護の申請があった場合は同行援護アセスメント調査票による調査を併せて行う。

(19) 訓練等給付、生活サポート事業又日中一時支援事業（障害児・者一時預かり）について

（7）、（9）及び（10）までについては、訓練等給付、生活サポート事業又日中一時支援事業（障害児・者一時預かり）のみの申請者には行わなくても差し支えない。

(20) 同行援護について

同行援護の利用を希望する障害者又は障害児の保護者が、1の支給決定の申請をした場合にあっては、保健福祉センター等は2の障害程度区分認定調査を行う前に、同行援護アセスメント調査票による調査を行う。

なお、同行援護アセスメント調査票のうち、「視力障害」については、障害程度区分の認定調査項目「6－1」と同様の取扱いとして差し支えない。

(21) 地域相談支援給付について

（7）、（9）及び（10）については、地域相談支援給付の申請者には行わなくても差し支えない。

なお、平成24年3月31日時点において、国庫補助事業である精神障害者地域移行・地域定着支援事業（実施主体：都道府県又は指定都市。民間団体への委託あり。）、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）（実施主体：市町村。民間団体への委託あり。）又は川崎市地域移行支援事業（障害者生活支援センターが支援を実施。）による支援を受けている者は、平成24年4月からの個別給付への円滑な移行の観点から、地域相談支援給付決定に当たって障害程度区分認定調査の調査項

目に係る調査を実施しないこととして差し支えない。

ただし、当該者についても、地域相談支援給付決定の更新時においては、当該調査を実施する。

●支給決定プロセスの各段階で保健福祉センター等に提出するサービス等利用計画・障害児支援利用計画の様式

	サービス等利用計画・障害児支援利用計画の様式									サービス担当者会議議事録等、アセスメントシート、ニーズ整理票等
	様式 1-1	様式 1-2	別紙 1	別紙 2	様式 2-1	様式 2-2	様式 3-1	様式 3-2	継続サービス等利用計画・継続障害児支援利用計画（週間）	
援 利 用 計 画 案	サービス等利用計画案・障害児支 援利用計画案（週間）	サービス等利用計画案・障害児支 援利用計画案（週間）	申請者の状況（基本情報）	申請者の状況（基本情報）	利用計画	サービス等利用計画・障害児支援 利用計画案（週間）	モニタリング報告書	モニタリング報告書	モニタリング報告書	サービス担当者会議議事録等、アセスメントシート、ニーズ整理票等
①申請時	○	○	○	○						△
②サービス調整会議・市審査会	○	○	○	○						△
③支給決定後					○	○				
④モニタリング	障害福祉サービス等の種類や量が変更になる場合	○	○	△	△			○		△
	曜日や時間帯、事業者のみが変更になる場合			△	△			○	○	△
	特に変更がない場合							△		△

○必須提出、△必要に応じて提出

2 暫定支給決定における関係機関の対応

訓練等給付に係る障害福祉サービスは、障害者本人の希望を尊重し、より適切なサービス利用を図る観点から、利用を希望する事業について、①当該事業の継続利用についての利用者の最終的な意向の確認、②当該事業の利用が適切かどうかの客観的な判断、を行うための期間（暫定支給決定期間）を設定した支給決定（暫定支給決定）を行うこととしている。

暫定支給決定における保健福祉センター等、サービス提供事業者及び指定特定相談支援事業者の対応は次のとおりとする。

(1) サービス提供事業者は、暫定支給決定を受けた利用者と利用契約をしたときは、利用者のアセスメントを行って、暫定支給決定期間に係る適切な個別支援計画を作成し、当該計画に基づき支援を実施する。

その際、利用者の障害特性、適正等を十分に踏まえた個別支援計画の作成が可能となるよう、利用者の家族や関係機関と十分連携すること。

(2) サービス提供事業者は、暫定支給決定期間に実施した利用者のアセスメント内容並びに個別支援計画、当該計画に基づく支援実績及びその評価結果をとりまとめ、保健福祉センター等が定める日までに保健福祉センター等及び当該利用者に指定計画相談支援を提供する指定特定相談支援事業者に提出する。

(3) 暫定支給決定期間経過後、利用者が引き続きサービスの継続を希望する場合は、サービス調整会議において、サービス提供事業者から提出のあったイの書類や当該指定特定相談支援事業者のモニタリング結果を踏まえ、サービスを継続することによる改善（維持を含む）効果が見込まれるか否かを判断する。改善効果が見込まれると判断した場合は当該支給決定を継続し、改善効果が見込まれないと判断された場合は、当該支給決定を取り消す。

なお、サービス調整会議における説明は、原則としてモニタリングを実施した指定特定相談支援事業者が行うものとする。

(4) (3)においてサービスを継続することによる改善（維持を含む）効果が見込まれると判断された場合は、個別支援計画に基づく本来的な訓練に移行する。

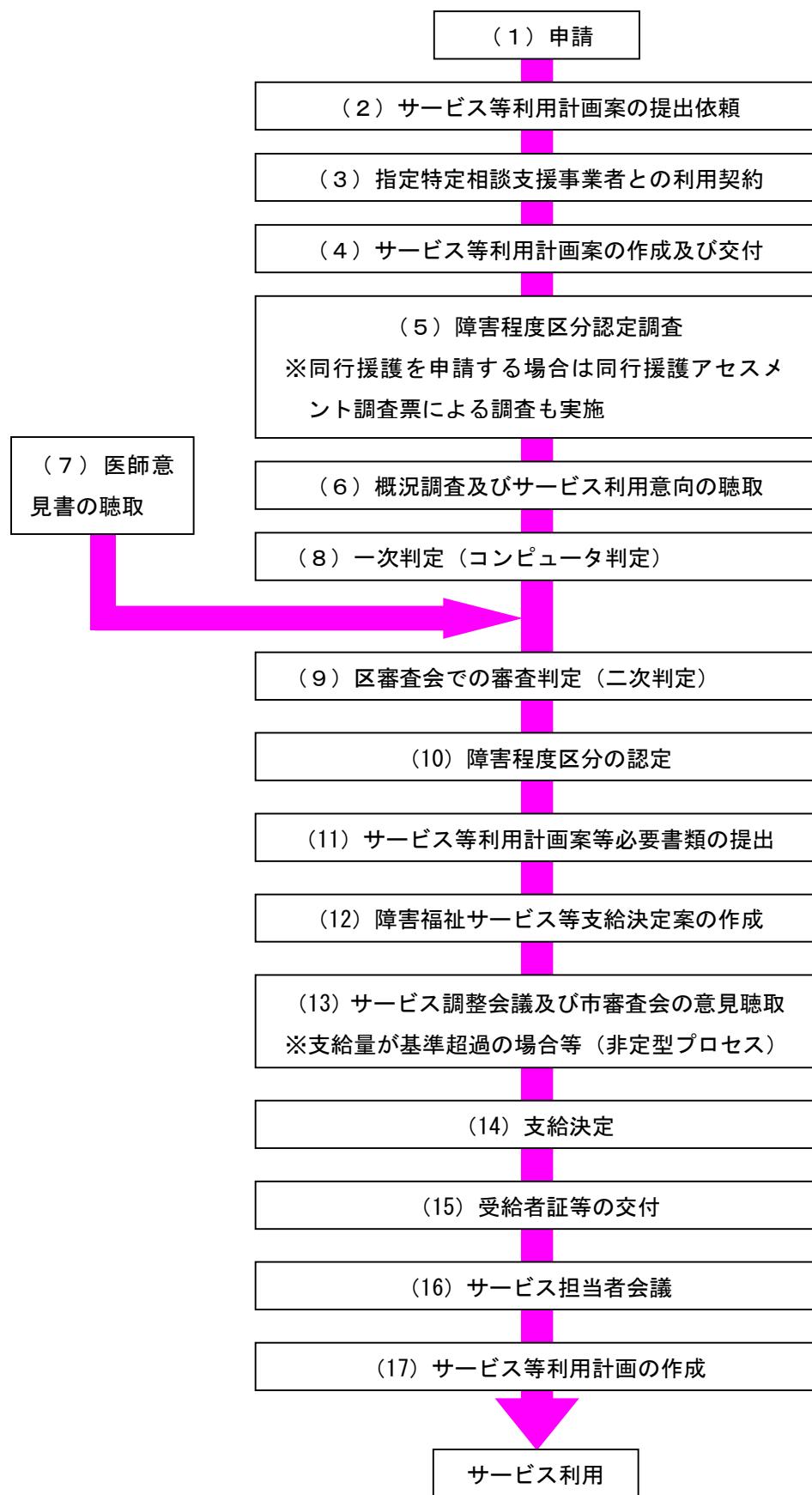
なお、保健福祉センター等は、当該判断に基づく支給決定を行うに当たっては、改めて指定特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案の提出を求める必要はない。

(5) 本来的な訓練に当たっては、事業者は、暫定支給決定期間中のアセスメント結果等に基づき、標準利用期間（暫定支給決定期間を含む。）の範囲内で、適切なサービス提供期間を設定し、これを踏まえて作成した個別支援計画を利用者へ交付する。

3 指定特定相談支援事業者等を変更する場合の手続き

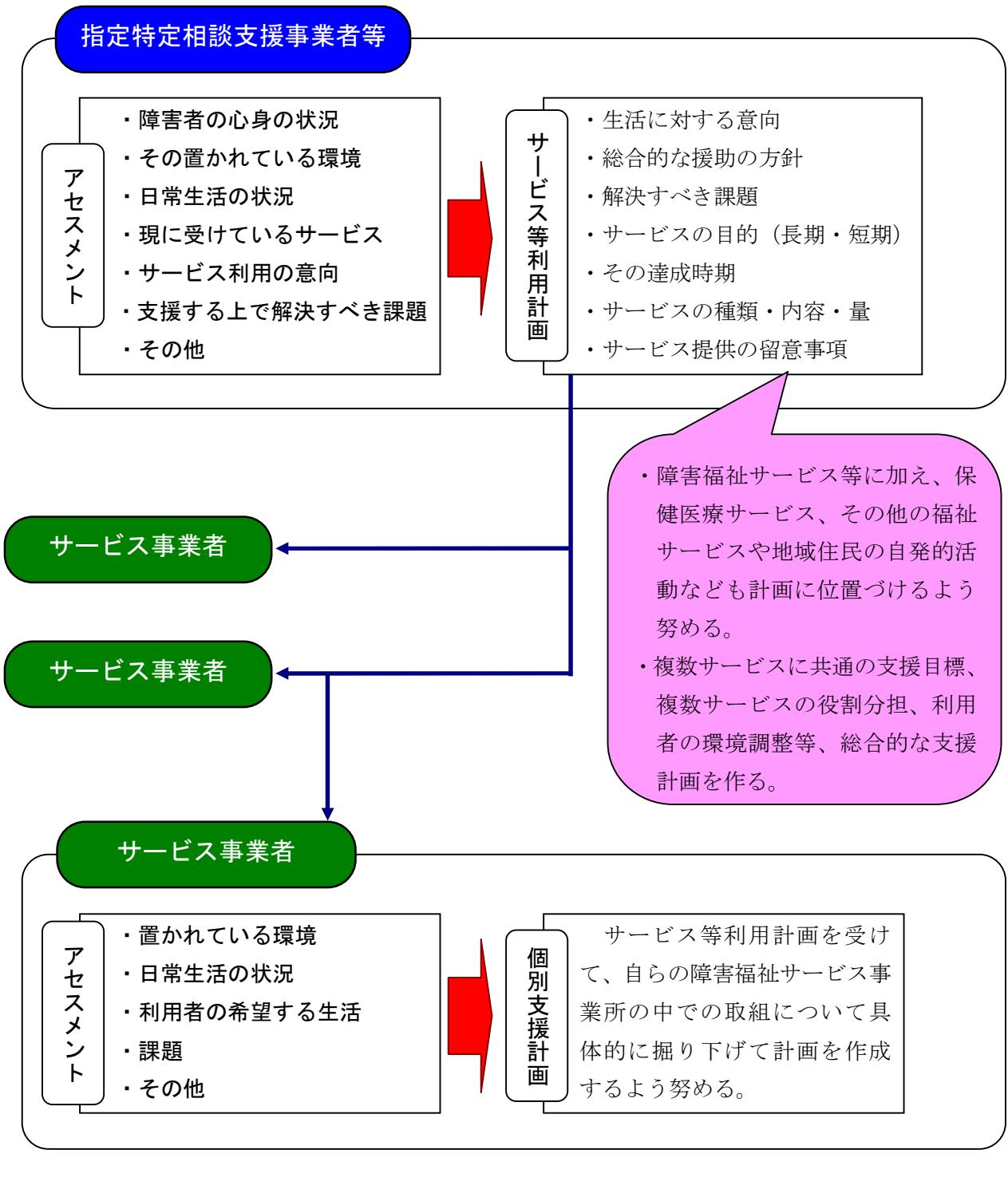
- ア 利用者は、指定特定相談支援事業者等を変更する場合には、計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書について、受給者証を添付して、保健福祉センター等に提出する。
- イ 保健福祉センター等は、計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書を受理したとき、指定特定相談支援事業者等の指定の確認や相談支援専門員の資格等について確認を行う。
- ウ 保健福祉センター等は、指定特定相談支援事業者等の名称を変更した受給者証を発行し、届出者に交付する。

●介護給付費の支給決定の流れ



●サービス等利用計画等と個別支援計画の関係

- サービス等利用計画等については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を塔まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成。
- 個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画等における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。



第3部 地域相談支援

I 地域相談支援の内容

1 地域移行支援

(1) サービスの内容

障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。

(2) 対象者

以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者。

ア 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者

※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象。

イ 精神科病院に入院している精神障害者のうち、以下のいずれかに該当する者

① 直近の入院期間が1年以上の者

② 直近の入院期間が1年未満の者のうち、措置入院者又は医療保護入院者で住居の確保などの支援を必要とする者

③ 直近の入院期間が1年未満の者で、②に該当しない者のうち、地域移行支援を行わなければ入院の長期化（1年以上）が見込まれる者（サービス調整会議で支給決定可否を判断）

※ 精神科病院には精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。

※ 地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療観察法第2条第4項の指定医療機関も含まれており、医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。

2 地域定着支援

(1) サービスの内容

居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。

(2) 対象者

ア 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者

イ 居宅において家族と同居している障害者であっても、当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者

なお、障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した者の他、家族との同居から一人暮らしに移行した者や地域生活が不安定な者等も含む。

※ 共同生活介護、共同生活援助及び宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外。

※ 上記ア又はイの者のうち医療觀察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護觀察所と連携すること。

II サービスの具体的取扱方針

1 地域移行支援

(1) 地域移行支援計画の作成

- ア 指定地域移行支援事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた地域移行支援計画（所定の様式はなし）を作成しなければならない。作成にあたっては、利用者に面接によるアセスメントを実施しなければならない。
- イ アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、地域移行支援の目標及びその達成時期並びに地域移行支援を提供する上での留意事項等を記載した地域移行支援計画の原案を作成しなければならない。
- ウ 計画作成会議（地域移行支援計画の作成にあたり、当該利用者に係る障害者支援施設等又は精神科病院における担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めなければならない。
- エ 地域移行支援計画の作成にあたっては、利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- オ 地域移行支援計画を作成した際には、当該地域移行支援計画を利用者に交付しなければならない。

(2) 相談及び援助

- ア 指定地域移行支援事業者は、利用者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の体験的な利用支援、体験的な宿泊支援その他の必要な支援を提供する。
- イ 利用者に対してアの支援を提供するにあたっては、おおむね週に1回以上、少なくとも月2回以上、利用者との対面により行わなければならない。

(3) 障害福祉サービスの体験的な利用支援

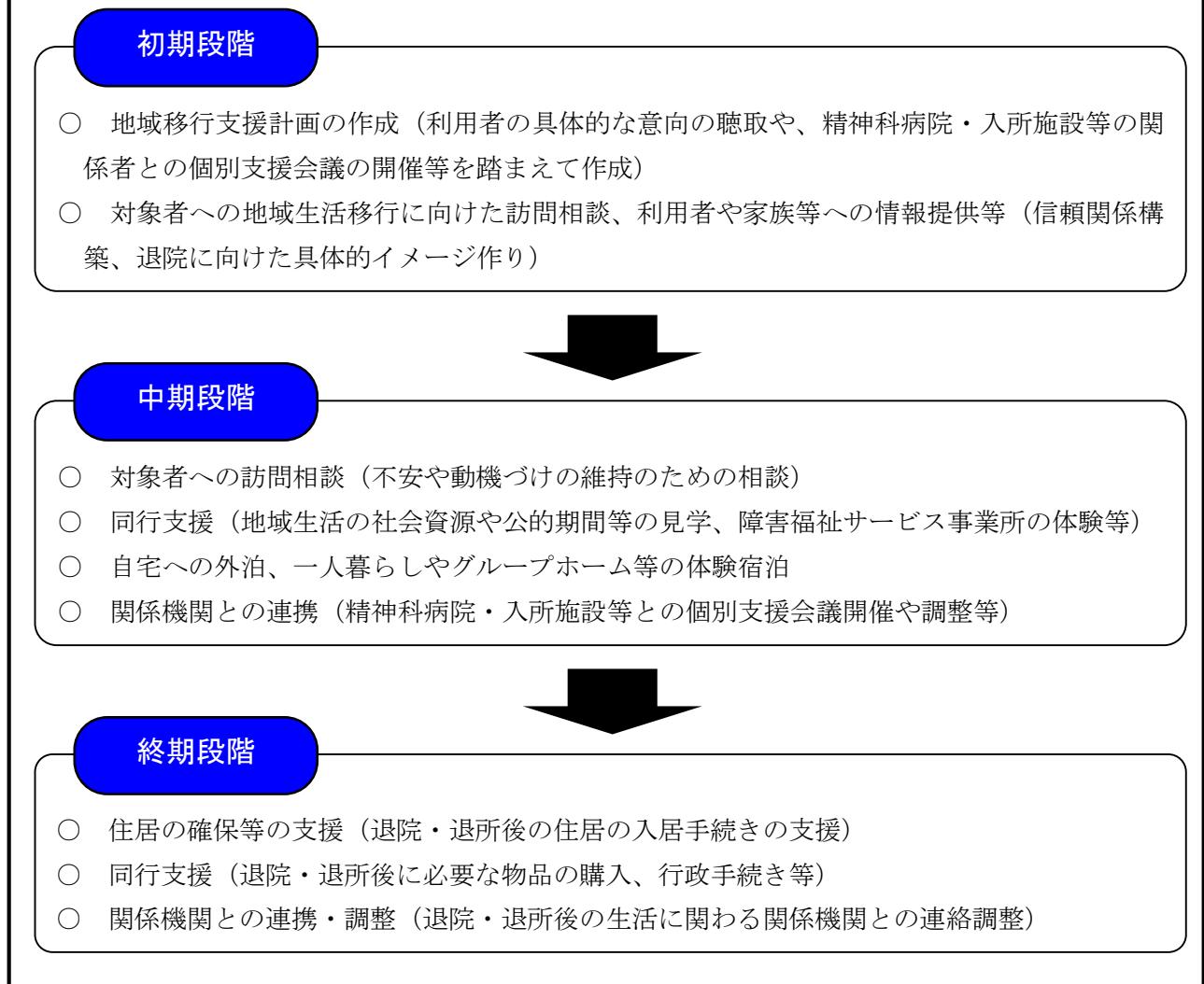
- 指定地域移行支援事業者は、障害福祉サービスの体験的な利用支援について、指定障害福祉サービス事業者等への委託により行う。
- なお、障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供にあたっては、委託先の指定障害福祉サービス事業者等の担当者との連絡調整や利用者に対する相談援助の支援が必要となるため、原則として、指定地域移行支援事業者が利用者に同行による支援を行うこと。

(4) 体験的な宿泊支援

- ア 体験的な宿泊支援は、利用者が体験的な宿泊を行うために必要な広さの居室、設備及び備品等を備え、衛生的に管理されている場所で行わなければならない。
- イ 体験的な宿泊支援は、指定地域移行支援事業者が自らアパート等を確保して実施する他、指定障害福祉サービス事業者等への委託により共同生活介護又は共同生活援助の共同生活住居や短期入所事業所等の空室を活用して行うことができる。

なお、体験的な宿泊支援の提供にあたっては、委託先の指定障害福祉サービス事業者等の担当者との連絡調整や利用者に対する相談援助の支援が必要となるため、原則として、指定地域移行支援事業者が利用者に同行又は宿泊場所への訪問による支援を行うこと。

●地域移行支援の流れ（イメージ）



2 地域定着支援

（1）地域定着支援台帳の作成

指定地域定着支援事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時において必要となる当該利用者の家族等及び当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した地域定着支援台帳（所定の様式はなし）を作成しなければならない。作成にあたっては、利用者に面接によるアセスメントを実施しなければならない。

（2）常時の連絡体制の確保等

指定地域定着支援事業者は、利用者又はその家族との常時の連絡体制を確保するとともに、適宜

居宅への訪問等を行い、利用者の状況を把握する。

(3) 緊急の事態における支援等

指定地域定着支援事業者は、利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合には、速やかに当該利用者の居宅への訪問等による状況把握を行うとともに、当該利用者の家族、当該利用者が利用する指定障害福祉サービス事業者等及び医療機関等との連絡調整、一時的な滞在による支援（指定障害福祉サービス事業者等に委託可）等の支援を実施する。

なお、一時的な滞在による支援については、利用者への付添いによる見守り等の支援を適切に行うこと。

III 報酬

1 地域移行支援

	サービス内容	単位	算定要件
1	地域移行支援サービス費	2,300 単位／月	毎月算定（ただし、利用者との対面による支援を少なくとも月2回以上実施すること。）
2	特別地域加算	+15／100	利用者が、厚生労働大臣が定める地域（離島や豪雪地帯等。川崎市は対象外。）の精神科病院若しくは障害者支援施設又はのぞみの園等に入院又は入所している場合に、所定の単位数に加算
3	退院・退所月加算	2,700 単位／月	退院・退所月（退院・退所月が月初等の場合は、退院・退所月の前月）に加算。 ただし、退院・退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合は算定しない。
4	集中支援加算	500 単位／月	退院・退所月以外で月6日以上面接・同行による支援を行った場合に加算
5	障害福祉サービス事業の体験利用加算	300 単位／日	障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）の体験利用を行った場合に加算（※1・2）
6	体験宿泊加算（I）	300 単位／日	体験宿泊を行った場合に加算（※3～8）。（II）が算定される場合は除く。
7	体験宿泊加算（II）	700 単位／日	夜間支援を行う者を配置等して体験宿泊を行った場合に加算（※3～8）

※1 障害福祉サービスの利用を希望している者に対し、地域において障害福祉サービスを利用するに当たっての課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、障害福祉サービスの体験的な利用支援を行った場合に算定できる。

また、利用者に対して、委託先の障害福祉サービス事業者から障害福祉サービスの体験的な利用に係る一定の支援がなされる場合に、算定できる。

※2 障害福祉サービスの体験利用加算については、15日（障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供開始日から90日以内に限る。）を限度として算定できる。

なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度15日（当該更新後の障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供開始日から90日以内に限る。）を限度として算定できる。

※3 単身での生活を希望している者に対し、単身での生活に向けた課題、目標、体験期間及び留意事項等を地域移行支援計画に位置付けて、体験的な宿泊支援を行った場合に算定できる。

なお、家族等との同居を希望している者に対しては、当該支援を行うことが有効であると認められる場合には、算定して差し支えない。ただし、家族等が生活する場所において体験的に宿泊を行う場合を除く。

また、体験的な宿泊支援については、障害福祉サービス事業者に委託できるが、当該委託によ

る場合であっても、地域移行支援事業者が、委託先の障害福祉サービス事業者と緊急時の対応等のための常時の連絡体制を確保して行うこと。

※4 共同生活介護サービス費及び共同生活援助サービス費に係る体験的な入居については、共同生活介護又は共同生活援助に係る共同生活住居への入居を希望している者に対する体験的な利用であり、支援の目的が異なるものであるため、利用者に対して各制度の支援の目的を説明し、利用者の意向を確認すること（共同生活介護又は共同生活援助の体験利用に係る支給決定を受けている場合、体験宿泊加算は算定できない。）。

※5 体験宿泊加算の日数については、利用開始日及び終了日の両方を算定できる。

なお、体験宿泊加算（I）については、利用者が、地域相談支援基準第23条第1項に規定する要件を満たす場所（以下「体験宿泊場所」という。）において、地域での居宅生活を体験するための宿泊によらない一時的な滞在に係る支援を行う場合についても算定して差し支えない。

※6 施設入所者の体験的な宿泊については、施設入所支援の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算の算定が可能なものであるが、体験的な宿泊支援の開始日及び終了日については、施設入所支援サービス費を併せて算定できる。

※7 体験宿泊加算（II）については、体験的な宿泊支援を利用する者の状況に応じて、夜間及び深夜の時間帯を通じて見守り等の支援が必要な場合であって、当該体験宿泊場所に夜間支援従事者を配置又は少なくとも一晩につき複数回以上、当該体験宿泊場所への巡回による支援を行った場合に算定できる。

なお、夜間支援従事者は、別途、居宅介護事業者等に夜間における支援のみを委託する場合であっても差し支えない。

夜間支援従事者は、利用者の状況に応じて見守り等の支援を行うほか、地域移行支援事業者との密接な連携の下、緊急時の対応等を適切に行うこと。

※8 体験宿泊加算については、15日（体験的な宿泊支援の提供開始日から90日以内に限る。）を限度として算定できる。

なお、当該者に対する地域移行支援の給付決定が更新された場合においては、当該更新後から再度15日（当該更新後の体験的な宿泊支援の提供開始日から90日以内に限る。）を限度として算定できる。

【例】5月1日に精神科病院を退院した場合

⇒4月に地域移行支援サービス費及び退院・退所月加算を算定

(2,300単位+2,700単位=5,000単位)

【例】9月5日・6日に1泊2日で体験宿泊（夜間支援を行う者なし）を行った場合

⇒体験宿泊加算（I）を9月5日・6日に算定

(300単位×2日=600単位)

2 地域定着支援

	給付費名称	単位	算定要件
1	体制確保費	300 単位／月	毎月算定（常時の連絡体制の確保等を行う。）
2	緊急時支援費	700 単位／日	利用者の障害特性に起因して生じた緊急事態等において、居宅訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定（算定できる日数に上限はない。）
3	特別地域加算	+15／100	利用者が、厚生労働大臣が定める地域（離島や豪雪地帯等）の精神科病院若しくは障害者支援施設又はのぞみの園等に入院又は入所している場合に、所定の単位数に加算。

- ※ 1 利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定できる。
- ※ 2 緊急時支援を行った場合は、要請のあった時間、要請の内容、当該支援の提供時刻及び緊急時支援の算定対象である旨等を記録するものとする。
- ※ 3 一時的な滞在による支援は、宿泊によらない一時的な滞在による場合についても算定できる。
また、一時的な滞在による支援は、宿泊日及び退所日の両方を算定できる。
- ※ 4 一時的な滞在による支援は、短期入所サービスの支給決定を受けている障害者の場合であっても、身近な地域の短期入所事業所が満床である等やむを得ない場合においては、算定できる。

【例】緊急時の居宅訪問を月 5 日行った場合

⇒緊急時支援費を 5 日分算定

(700 単位 × 5 日 = 3,500 単位)

IV 地域相談支援給付決定

1 障害程度区分認定調査

地域相談支援給付費については、障害程度区分の認定は不要であるが、対象者の状況を把握して適切に地域相談支援給付決定を行うため、障害程度区分認定調査の調査項目に係る調査を実施する。

なお、平成24年3月31日時点において、国庫補助事業である精神障害者地域移行・地域定着支援事業(実施主体：都道府県又は指定都市。民間団体への委託あり。)、住宅入居等支援事業（居住サポート事業）（実施主体：市町村。民間団体への委託あり。）又は川崎市地域移行支援事業（障害者生活支援センターが支援を実施。）による支援を受けている者は、平成24年4月からの個別給付への円滑な移行の観点から、地域相談支援給付決定に当たって障害程度区分認定調査の調査項目に係る調査を実施しないこととして差し支えない。

ただし、当該者についても、地域相談支援給付決定の更新時においては、当該調査を実施する。

2 地域相談支援給付決定の際の勘案事項

- (1) 障害者の障害の種類及び程度その他の心身の状況
- (2) 障害者に関する地域相談支援給付費等の受給状況
- (3) 障害者に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（②を除く。）の利用の状況
- (4) 当該障害者の地域相談支援の利用に関する意向の具体的な内容
- (5) 当該障害者の置かれている環境
- (6) 当該申請に係る地域相談支援の提供体制の整備の状況

3 当該事項を勘案すべき事項として定める趣旨

(1) 障害の種類及び程度その他の心身の状況

地域相談支援を利用しようとする障害者については、障害程度区分の認定は要さず、障害の種類及び程度を勘案する。その際、当該障害者の身体障害者手帳や療育手帳、精神保健福祉手帳等に記載されている障害の状況のみに着目するのではなく、障害があるがゆえに日常生活を営むのに支障をきたしている状況等を含めて勘案する。具体的には、訓練等給付費の対象となる障害福祉サービスを利用しようとする障害者と同様に、認定調査の調査項目に係る調査をもって障害の程度を含めた心身の状況を把握する。

(2) 地域相談支援給付費等の受給状況

(3) 他の保健医療サービス又は福祉サービス等の利用状況

保健福祉センター等は、申請されたサービス以外のサービスの利用状況を踏まえ、地域相談支援給付決定により当該障害者が全体としてどのようなサービスを受けながら生活することになるのかを把握した上で地域相談支援給付決定を行う。

(4) 地域相談支援の利用に関する意向の具体的な内容

当該障害者が受けようとする地域相談支援の内容、利用目的等、具体的にどのような利用の意向

があるのかを勘案して地域相談支援給付決定を行う。特に、地域移行支援については、地域生活への移行に向けた意欲を含め、本人がどのような生活をしていきたいのかを十分考慮する必要がある。

(5) 当該障害者等の置かれている環境

地域移行支援に係る地域相談支援給付決定を行うに当たっては、当該障害者の入院又は入所している期間、家族関係や地域生活への移行後における生活環境（例えば、事業所・施設や医療機関までの距離や交通手段）等を勘案する。

地域定着支援に係る地域相談支援給付決定を行うに当たっては、家族等の同居の有無、同居している家族等の年齢、心身の状況及び就労状況、同居している家族等による当該障害者への緊急時等において必要となる支援の見込み等を勘案して、地域相談支援給付決定をする。

(6) 当該申請に係る地域相談支援の提供体制の整備の状況

地域相談支援給付決定を行うに当たっては、実際に当該障害者が当該地域相談支援を利用できる見込みがあることが必要であることから、障害福祉サービスと同様に本事項を勘案することとする。

4 地域相談支援給付決定の有効期間

(1) 地域移行支援

地域移行支援については、長期にわたり漫然と支援を継続するのではなく、一定の期間の中で目標を立てた上で効果的に支援を行うことが望ましいサービスであるため、有効期間を最長6か月間とする。

この期間では十分な成果が得られず、かつ、引き続き地域移行支援を提供することによる地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6か月間の範囲内で給付決定期間の更新が可能である（サービス調整会議で支給決定可否を判断。）。

また、更なる更新については、サービス調整会議を経た上で、市審査会の個別審査により判断する。

(2) 地域定着支援

地域定着支援については、一定期間ごとに支援継続の適否を評価することが適當であることから、有効期間を最長1年間とする。

対象者や同居する家族等の心身の状況や生活状況、緊急時支援の実績等を踏まえ、引き続き地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、1年間の範囲内で給付決定期間の更新が可能である（保健福祉センター等で支給決定可否を判断。）。

また、更なる更新についても、必要性が認められる場合については更新可。

第4部 請求事務

1 請求者

支給決定障害者等と契約を締結し、その契約に基づき支給決定に係るサービスを提供した指定特定相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者又は指定一般相談支援事業者（以下「事業者」という。）

2 請求方法

事業者は、原則としてサービス提供月ごとにサービス提供月の翌月10日までに、国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）の電子請求受付システムにて電子請求を行わなければならない。

3 請求に必要な書類

事業者は、計画相談支援給付費、障害児相談支援給付費又は地域相談支援給付費を請求するときは、原則としてサービス提供月の翌月10日までに次に掲げる書類を川崎市に提出しなければならない。

（1）サービス利用支援及び障害児支援利用援助

サービス等利用計画・障害児支援利用計画（利用者による署名又は捺印を受けたもの）の写し

（2）継続サービス利用支援及び継続障害児支援利用援助

モニタリング報告書（利用者による署名又は捺印を受けたもの）の写し

（3）地域移行支援

地域移行支援提供実績記録票（利用者による署名又は捺印を受けたもの）の写し

（4）地域定着支援

地域定着支援提供実績記録票（利用者による署名又は捺印を受けたもの）の写し

※ 緊急対応がなく、体制確保のみの場合、提供実績記録票は不要

4 地域移行支援提供実績記録票及び地域定着支援提供実績記録票の記載方法

（1）地域移行支援提供実績記録票

ア 提供日付・曜日

当該サービス提供月において、地域移行支援を提供した日及びその曜日を記載する。

イ 支援実績

実際にサービスを提供した内容に基づいて次のとおり記載する。

（ア）算定日数

本体報酬及び集中支援加算の対象となる支援を実施した場合、「1」を記載する。

※ 当該支援の具体的な内容を「備考」欄に記載する。

（イ）サービス提供の状況

- ・体験利用の場合・・・「体験利用」
- ・体験宿泊Ⅰの場合・・・「体験宿泊Ⅰ」

- ・体験宿泊Ⅱの場合・・・「体験宿泊Ⅱ」

ウ 備考

本体報酬及び集中支援加算の対象となる支援を実施した場合、支援の具体的な内容を記載する。

エ 退院・退所月加算

(ア) 退院・退所日

退院・退所月加算を算定する場合、当該支給決定障害者が施設等から退院・退所した日を記載する。

(2) 地域定着支援提供実績記録票

ア 提供日付・曜日

当該サービス提供月において、地域定着支援を提供した日及びその曜日を記載する。

イ 支援実績

実際にサービスを提供した内容に基づいて次のとおり記載する。

(ア) サービス提供の状況

- ・緊急対応の場合・・・「緊急時支援」

※ 体制確保のみの場合、実績記録票への記載は要しない。

5 請求に必要な書類の提出先

(1) 計画相談支援及び地域相談支援

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害計画課自立支援係 宛て

(2) 障害児相談支援

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市市民・こども局こども本部こども支援部こども福祉課障害児福祉係 宛て

6 請求にあたっての留意点

(1) 計画相談支援及び障害児相談支援

ア 障害児が障害福祉サービスと障害児通所支援の両方を利用する場合には、計画相談支援及び障害児相談支援の対象となるが、報酬については障害児相談支援給付費のみ支給する。

イ 支給決定の有効期間の終期月にモニタリングを実施した結果、支給決定の更新等が必要な場合は、サービス等利用計画案又は障害児支援利用計画案の作成を併せて実施する。この場合、報酬は計画作成（サービス利用支援又は障害児支援利用援助）に係る報酬のみ算定する。

ウ 原則としてモニタリングは受給者証の記載に基づき予定月に実施しなければならないが、計画相談支援対象者又は障害児相談支援対象者が不在である等によりやむを得ず予定月の翌月にモニタリングを実施した場合は、モニタリング（継続サービス利用支援又は継続障害児支援利用援助）に係る報酬を算定できる（予定月の翌々月以降に実施した場合は算定できない。）。

(2) 地域相談支援

ア 地域移行支援サービス費の退院・退所月加算は、退院又は退所日が月の初日等の場合は、退院又は退所日が属する月の前月に算定する。

【例】7月1日に退院した場合

⇒退院・退所月加算は6月に算定する。

イ 共同生活援助又は共同生活介護の体験利用に係る支給決定を受けている場合には、地域移行支援の体験宿泊加算は算定できない。

關係帳票類樣式

サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書

事務連絡
平成 年月日

○○ ○○ 様

○○区役所保健福祉サービス課長

障害者自立支援法（第22条第4項 第24条第3項 第51条の7第4項）・児童福祉法（第21条の5の7第4項 第21条の5の8第3項）の規定に基づき、支給（給付）要否決定を行うに当たって、サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案の提出を求めます。

提出に当たっては、下記の書類を併せて提出願います。

記

- ・計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書
- ※ 既に計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給を受けている場合であって、計画相談支援・障害児相談支援を担当する事業者変更がない場合は、提出不要。
- ・利用者負担額認定に必要な書類等

提出先 ○○区役所保健福祉サービス課障害者支援係
住所 〒

電話番号

提出期限 平成 年 月 日

計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書

川崎市 区長 様

次のとおり届け出します。

届出年月日 平成 年 月 日

区分	新規・変更
----	-------

申請者	フリガナ		生年月日	明治 大正 昭和 平成 年 月 日
	氏名			
申請に係る児童氏名	居住地	〒		
		電話番号		
		生年月日	昭和・平成	年 月 日
	続柄			

計画相談支援・障害児相談支援を依頼した指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所名

フリガナ			
事業所名			
住所	〒		
	電話番号		

指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所を変更する理由（変更の場合に記載）

変更年月日 平成 年 月 日

サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案(Ver.2)

利用者氏名(児童氏名)	障害程度区分	相談支援事業者名
障害福祉サービス受給者証番号	通所受給者証番号	計画作成担当者
計画案作成日	モニタリング期間(開始年月)	利用者同意欄(署名又は押印)

利用者及びその家族の生活に対する意向 (希望する生活)	総合的な援助の方針
長期目標	
短期目標	

優先順位	解決すべき課題 (本人・家族)のニーズ)	支援目標	達成期	福祉サービス等 種類・内容・量(頻度・時間)	課題解決のための 本人(家族)の役割	評価	時期	その他留意事項
1								
2								
3								
4								
5								
6								

サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案【週間計画表】(Ver.2)

利用者氏名(児童氏名) 障害福祉サービス受給者証番号	障害程度区分							相談支援事業者名 計画作成担当者
	通所受給者証番号	月	火	水	木	金	土	
計画開始年月	600							
	800							
	1000							
	1200							
	1400							
	1600							調査以外のサービス
	1800							
	2000							
	2200							
	000							
	200							
	400							

サービス提供
によって実現
する生活の
全体像

申請者の現状(基本情報)(Ver.2)

作成日		相談支援事業者名		計画作成担当者	
-----	--	----------	--	---------	--

1. 概要(支援経過・現状と課題等)

1. 概要(支援経過・現状と課題等)

2. 利用者の状況

氏名		生年月日		年齢	
住所				電話番号	
	[持家・借家・グループ/ケアホーム・入所施設・医療機関・その他()]			FAX番号	

家族構成 ※年齢、職業、主たる介護者等を記入

社会関係図 ※本人と関わりを持つ機関・人物等(役割)

生活歴 ※受診歴等含む	医療の状況 ※受診科目、頻度、主治医、疾患名、服薬状況等
本人の主訴(意向・希望)	家族の主訴(意向・希望)

3. 支援の状況

名称	提供機関・提供者	支援内容	頻度	備考
公的支援 (障害福祉サービス、介護保険等)				
その他の支援				

申請者の現状(基本情報)【現在の生活】(Ver.2)

利用者氏名	障害程度区分	相談支援事業者名						計画作成担当者	週単位以外のサービス
		月	火	水	木	金	土		
6:00									
8:00									
10:00									
12:00									
14:00									
16:00									
18:00									
20:00									
22:00									
0:00									
2:00									
4:00									

サービス等利用計画・障害児支援利用計画(Ver.2)

利用者氏名(児童氏名)	障害程度区分			相談支援事業者名
障害福祉サービス受給者証番号	利用者負担上限額	計画作成担当者		
通所受給者証番号	モニタリング期間(開始年月)			
計画作成日				利用者同意欄(署名又は押印)

利用者及びその家族の生活に対する意向 (希望する生活)			
総合的な援助の方針			
長期目標			
短期目標			

優先順位	解決すべき課題 (本人・家族)のニーズ)	支援目標	達成期	福祉サービス等		課題解決のための 本人(家族)の役割	評価	時期	その他留意事項
				種類・内容・量(頻度・時間)	提供事業者名 (担当者名・電話)				
1									
2									
3									
4									
5									
6									

サービス等利用計画・障害児支援利用計画【週間計画表】(Ver.2)

利用者氏名(児童氏名) 障害福祉サービス受給者証番号 通所受給者証番号	障害程度区分							相談支援事業者名 計画作成担当者
	利用者負担上限額							
計画開始年月	月	火	水	木	金	土	日・祝	主な日常生活上の活動
	600							
	800							
	1000							
	1200							
	1400							
	1600							
	1800							
	2000							
	2200							
	000							
	200							
	400							
								調査以外のサービス

サービス提供
によって実現
する生活の
全体像

モニタリング報告書(継続サービス利用支援・継続障害児支援利用援助)(Ver.2)

利用者氏名(児童氏名)	障害程度区分			相談支援事業者名
障害福祉サービス受給者証番号	利用者負担上限額			計画作成担当者
通所受給者証番号	モニタリング実施日			利用者同意欄(署名又は押印)
計画作成日				
	総合的な援助の方針			
	全体の状況			

優先順位	支援目標	達成時期	サービス提供状況 (事業者からの聞き取り)	本人(家族)の感想・ 満足度	支援目標の達成度 (ニーズの充足度)		今後の課題・ 解決方法	計画変更の必要性		その他留意事項 ○　　○
					サービス種類の変更	サービス量の変更		有・無	有・無	
1								有・無	有・無	
2								有・無	有・無	
3								有・無	有・無	
4								有・無	有・無	
5								有・無	有・無	
6								有・無	有・無	

継続サービス等利用計画・継続障害児支援利用計画【週間計画表】(Ver.2)

利用者氏名(児童氏名)		障害程度区分		相談支援事業者名	
		利用者負担上限額		計画作成担当者	
障害福祉サービス受給者証番号					
通所受給者証番号					
計画開始年月		主な日常生活上の活動			
	月	火	水	木	金
6:00					
8:00					
10:00					
12:00					
14:00					
16:00					
18:00					
20:00					
22:00					
0:00					
2:00					
4:00					
調査以外のサービス					
サービス提供による実現する生活の全体像					

○○区サービス調整会議提出票

会議実施日	平成 年 月 日	提出者	所属		
			氏名		

利用者氏名		年齢	歳	障害程度区分	
				要介護度	
提出回数	<input type="checkbox"/> 初回 <input type="checkbox"/> 2回目以上	前回提出日	平成 年 月 日		
協議理由	<input type="checkbox"/> 基準超過 <input type="checkbox"/> 訓練等給付の支給決定 <input type="checkbox"/> 地域移行支援の支給決定 <input type="checkbox"/> その他 → ()				

協議内容	【説明】
	【モニタリング結果(変更・期間更新等の場合)】

障害状況	障害手帳	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 → <input type="checkbox"/> 身体 級 <input type="checkbox"/> 知的 <input type="checkbox"/> 精神 級					
	その他障害	<input type="checkbox"/> 発達障害 <input type="checkbox"/> 高次脳機能障害					
	障害・疾病名						
ADL状況	自立	一部介助	全介助	自立	一部介助	全介助	
	寝返り			食事			
	起き上がり			排泄			
	移乗			着脱			
	移動			意思伝達			
	入浴			言語理解			
【特記事項】							
家族の状況							
その他特記事項							

關係帳票類樣式（記入例）

記入例

サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案提出依頼書

事務連絡
平成24年6月4日

川崎 太郎 様

利用者様又は保護者様（契約をされる方）のお名前を記入します。

川崎区役所保健福祉サービス課長

障害者自立支援法（第22条第4項 第24条第3項 第51条の7第4項）・児童福祉法（第21条の5の7第4項 第21条の5の8第3項）の規定に基づき、支給（給付）要否決定を行うに当たって、サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案の提出を求めます。

提出に当たっては、下記の書類を併せて提出願います。

記

・計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書

※ 既に計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の支給を受けている場合であって、計画相談支援・障害児相談支援を担当する事業者変更がない場合は、提出不要。

・利用者負担額認定に必要な書類等

必要に応じて追記してください。

提出先

川崎区役所保健福祉サービス課障害者支援係

住所 〒210-0005

川崎市川崎区東田町5-4

電話番号 044-200-3900

提出期限

平成24年 7月27日

適宜設定してください。

記入例

提出する区を
記入します。

計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書

川崎市 川崎 区長 様

次のとおり届け出します。

記入日を記入します。

届出年月日 平成24年 6月27日

利用者様又は保護者様（契約をさ
れる方）の情報を記入します。

区分

新規・変更

申請者	フリガナ 氏名	カワサキ タロウ 川崎 太郎	生年月日	明治 大正 平成 45年 6月 7日
	居住地	〒 210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地	電話番号 044-200-2111	
申請に係る児童氏名	フリガナ 川崎 次郎	カワサキ ジロウ 川崎 次郎	生年月日	昭和・平成 6年 7月 8日
			続柄	長男

お子様の情報を記入します。

計画相談支援・障害児相談支援を依頼した指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所名

事業所名	フリガナ エーピーシーソウタソシエンジギョウショ ABC相談支援事業所	相談支援事業所情報を記入します。 (相談支援事業所様が記入しても構いません。) ※変更届出時は、変更後の事業所情報を記入します。
住 所	〒 210-0004 川崎市川崎区宮本町3-3	電話番号 044-200-3939

指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所を変更する理由（変更の場合に記載）

変更年月日 平成 年 月 日

変更後の事業所の利用開始年月日を
記入します。

様式1-1

サービス等利用計画案

利用者氏名	〇〇 〇男	障害程度区分	区分2	相談支援事業者名	〇〇相談支援センター
障害福祉サービス受給者証番号	1234567890			計画作成担当者	〇〇 〇〇
地域相談支援受給者証番号	1234567890				

計画案作成日	2012年4月1日	モニタリング期間(開始年月)	3か月間は毎月	利用者同意署名欄	〇〇 〇男
利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活)					
左手を使い、以前のように働き少しども家族を養いたい。趣味のカーテーニングを楽しみたい。					
総合的な援助の方針					
生活リズムの安定をさせ、社会参加して活動の幅を広げる。少しでも工賃を稼ぎ、充実した生活を送れるようになる。 就労支援事業所を利用して、就労する。					

優先順位	解決すべき課題 (本入のニーズ)	支援目標	達成時期	種類・内容・量(頻度・時間)	課題解決のための 本人の役割	評価 時期	その他留意事項
1	右片麻痺があるが体力を維持しながら、働きたい。	一日のスクエュールを決め、体力の向上に努め、週3回就労移行支援事業所に通えるようになります。	6ヶ月	就労移行支援事業所へ週3回、10時から16時まで通う。パソコンによる入力作業を練習する。	就労移行支援事業所への通所日には時間までに準備をする。その日のボランティアの名前を調べておき挨拶する。	1ヶ月	就労移行支援事業所への行きはボランティアに送迎をお願いする。帰りは疲れるので事業所が送る。
2	無収入で経済的に家計がひつ迫している。	年金の手続きをする。	3ヶ月	相談支援センターのアドバイスで家族が申請手続きをする。	一人で留守番をして、妻が働きに行けるように協力する。	1ヶ月	特別障害者手当の申請を整理してきちんと把握する。貯金を生命保険の手続きをすすめる。妻は非常勤講師から塾の教員に転職を考えている。
3	好きなガーテーニングを楽しみたい。	市の仲間と市内のガーテーニングへ出かける。	12ヶ月	第1・2・4の月曜日に友人の送迎で2時間程度、ガーテーニングのサークルに出かける。	仲間の介助でサークルに参加する。	1ヶ月	
4	運動不足から体重の増加があり、体重を5キロ減らす。	高血圧・高脂血症があるので健康管理し、体重を5キロ減らす。	3ヶ月	家の周りを散歩する(1日2回、30分ずつ)	毎日時間を決めて散策する。	1ヶ月	再発作を予防する。
5	安心してお風呂に入りたい。	週に4回は入浴かシャワーワー浴をする。	1ヶ月	居宅介護(身体介護)週3回(各1時間) ・入浴の介護 ・移動支援事業で週1回(2時間) ・外出の支援	外出の計画を立てる。	1ヶ月	居宅介護以外の日にについては、妻がシャワーワー浴について見守り等の支援をする。
6	ちつちんとはなせるようになります。	留守番ができるようになる。	3ヶ月	介護保険サービスによる通所リハ(ST)	通所していない日の自習	1ヶ月	

記入例

※「サービス等利用計画案作成サポートブック」（日本相談支援専門員協会）より抜粋

様式第1-2

サービス等利用計画案【週間計画表】

利用者氏名	○○ ○男	障害程度区分	区分2					相談支援事業者名 計画作成担当者	○○相談支援センター ○○ ○○
			水	木	金	土	日・祝		
障害福祉サービス受給者証番号	1234567890								
地域相談支援受給者証番号	1234567890								
計画開始年月	2011年5月								
6:00	起床		起床		起床				
8:00	朝食		朝食		朝食				
10:00	カーテニング サークル会 (第1・2・4月毎)								
12:00	昼食		昼食		昼食				
14:00	身体介護（入浴）								
16:00	事業所の送り								
18:00									
20:00	夕食		夕食		夕食				
22:00									
0:00									
2:00									
4:00									

主な日常生活上の活動

短下肢装具で丁字歩行のため転倒の危険がある。就労支援事業所へ行きはボランティアによる介助をお願いする。

休日はゆっくりしたりズムで過ごす。TVを見て過ごしている。

引きこもり状態になっている生活から、まず、居場所づくりをarris、體言があつこへの意欲を失ひでほしい、工夫すれば働く環境ができる。どうにかして生活のリズムに変化が起きる。一外へ出るという意識を高め、社会参加の一歩から始める。

また未だにパソコンができる強みを生かして、持出しができる。活動が広がる。

家族以外のボランティアを導入したのは、移動において、まだ本人の体力面で心配なので、介助できる人を探した。

島子と一緒にプールに行って水中歩行して体力の向上を図る。

通院は、市の送迎サービスを利用す。

島子と一緒にプールに行くと、一緒に歩行して体力の向上を図る。

自宅から作業所まで公共交通機関（JR利用）を利用して一人で通うのは不安なため、県立大学の学生にボランティアを頼む。

毎月、脳外科と内科に通院する。

通院は、市役所によるリハ（STI）に通う。

シャワー浴（妻の見守り）

サービス提供による実現する全身体像